

広島県立歴史博物館

研究紀要

第24号



今中丹後「御中老格控」からみる広島藩重職の書状贈答料紙	石川良枝	1
闘茶について—闘茶札と文献資料から探るその具体像—	石橋健太郎	24
資料紹介—塩竈神社奉納額について—	伊藤大輔	51
「菅茶山」の姓名・号について—茶山・晋師・太中—	岡野将士	59
吉川興経の引退と毛利元春の家督相続	木村信幸	67
研究ノート 文化年間初頭に地方に伝わった北方図について～「松前えそ図」と 「従尾張国至蝦夷北極出地度量図」を事例に～	久下実	85
「山陽先生詩稿」訳注(一)	花本哲志	99
広島県立歴史博物館所蔵の雲華上人の書簡—翻刻と解題— 湯谷祐三 廣森美枝子		121
<hr/>		
福山市津之郷町出土の廃和光寺塔址出土遺物について	尾崎光伸	(1)

BULLETIN
Of
the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY

Vol.24

2021

Artifacts Excavated from the Ruins of the Abandoned Wako-ji Temple Pagoda in
Tsunogo-cho, Fukuyama City OZAKI Mitsunobu (1)

Mapping papers used in formal correspondence, traced from Onchūrōkaku-hikae	ISHIKAWA Yoshie	1
“Toucha” —Search of the concrete image to begin with a tea competition cards—	ISHIBASHI Kentarou	24
About “SIOGAMA shrine exvoto”	ITOU Daisuke	51
About the name of “KAN Chazan” and pen name—Chazan Tokinori and Tachu—	OKONO Masashi	59
About the inheritance of Kikkawa family by “MOURI Motoharu” and the retirement of “KIKKAWA Okitsune”	KIMURA Nobuyuki	67
Two maps of HOKKAIDO spread to local area in Japan in early BUNKA-period (approximately 1804–1808)	KUGE Minoru	85
Sanyou-Sensei-Si-Kou;translation and annotation;part1	HANAMOTO Satoshi	99
The letters of Priest Unge in the collection of the Hiroshima Prefectural Museum of History	YUTANI Yuuzou, HIROMORI Mieko	121

今中丹後「御中老格控」からみる広島藩重職の書状贈答料紙

石川 良枝

一 近世文書料紙研究の現状と本稿の目的

近世文書には多種多様な料紙が用いられ、その用途によって紙種と形態（堅紙・折紙・半切紙・冊子など）を細かく使い分けていたことを指摘し、近世文書料紙研究を先導したのは、大藤修の「近世文書論序説―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描―」⁽¹⁾であった。大藤は、藩の統治機構の整備と執務の文書主義化、および商品貨幣経済への移行を背景に、文書の作成量が飛躍的に増加し、紙の大量生産と料紙の小型化・薄様化が起こったとした。その一方で、徳川将軍家発給の文書料紙は大型化・厚様化したことにも言及している。

しかしながら、大藤の料紙論は主として文献史料の紙名によるもので、料紙の原本調査に基づく実証性に乏しいことは否めない。原本調査による抄紙法・紙の品質・形状（法量・厚さ）・色などの基礎的データは、各々の料紙の性質を明らかにし、それらを比較することにより料紙間の相対的な「格式」や、特定の用途への適性などを推定することができる。そこで、大藤の料紙論をより実際の事例に即したものとするために、例えば加賀藩における大名発給文書について、本多俊彦の原本調査に基づく研究が行われている。ここでは前田利常後見期における奉書紙には填

料の米粉が含まれていない点が明らかとなっている⁽²⁾。

このように、原本調査の重要性が改めて認識されつつあるが、調査対象は奉書紙などの格式の高い料紙に限られ、各藩で通常使用された料紙に関しては、これまで詳細に検討されることはなかった。近世文書の料紙研究は始まったばかりであり、各地方における事例の蓄積が今後さらに必要な段階にある。そのような中、広島藩では家中で使用したとされる文献上の料紙名と、伝存する紙の史料（料紙遺品）との比定が、比較的容易であるという特色がある。その理由を左にあげたい。

① 享保年間の二つの定書（以下、「享保の定」と略）⁽³⁾によって、家中使用の料紙は杉原紙・諸口紙・半紙の三紙種とされ、各料紙の用途と授受者の細かい規定が明文化されている。

② 文化八年（一八一二）の「御紙藏諸紙定寸之覚（以下、「文化八年定寸表」と略）」⁽⁴⁾には、それら三紙・六種類の名称（大杉原・中杉原・白諸口・色諸口・白半紙・色半紙）と寸寸が明記され、料紙遺品の法量から紙種が推定される。

③ 享保六年（一七二一）、藩の公用文書料紙として諸口紙と半紙の一部を「淡茜色」に染めたものを使用することとされた⁽⁵⁾。これにより、現在でも視覚的に紙種の判別が可能である。

右の三点を踏まえ、筆者は前稿（「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙について」地主智彦共著、『広島県立歴史博物館研究紀要』第二十二号、二〇二〇年）において、頼山陽史跡資料館所蔵の「広島頼家関係資料」に伝存する三紙種の原本調査を行い、それぞれの形状の違い（表1）と品質上の特徴を示した。また、これら三紙種が使用された文書の用途と形態を、広島大学中央図書館所蔵「今中文庫」の事例を参考として分類し、「公用」と「私用」の観点から三紙種の使い分けを検討した（表2）。

表2が示す通り、家中で日常的に使用された諸口紙・半紙に関しては、その用途と様式の大部分が判明しつつある。これに対し、杉原紙は下賜品目録をのぞくと、とりわけ公用で用いられた料紙遺品が少なく未解明の部分が多い。知行宛行状の關係文書の奉書紙とあわせて、藩主発給の料紙と様式を今後考察していく必要がある。

また、広島藩の文書体系と書札礼全体を考える上で、前稿では以下の点を課題として挙げた。

- ① 広島藩家中の他の事例の検討を通じた三紙種の使用例の一般化
- ② 「享保の定」以前と以後の料紙の使用法の相違と、「定」が出された背景の考察
- ③ 家臣と藩主との間、広島藩と幕府、および他藩との間の書札礼と使用された料紙の検討

表1 文献史料（文化八年定寸表）と料紙遺品との比較

料紙名	文化八年定寸表 (縦×横)	料紙遺品調査結果			
		形態	法量(mm) タテ×ヨコ	厚平均 (mm)	料紙色
大杉原	一尺一寸二分×一尺六寸 (339mm×485mm)	縦紙	330～340×470～480	0.122	白
		半切紙	165～170×470～480		
中杉原	一尺五分×一尺五寸 (318mm×455mm)	縦紙	300～320×435～455	0.114	白
		半切紙	150～160×435～455		
色諸口 (広島藩 公用紙)	九寸七分×一尺五寸五分 (294mm×470mm)	縦紙	270～295×445～465	0.106	淡茜色
		半切紙	135～147×445～465		
白諸口	九寸七分×一尺五寸五分 (294mm×470mm)	縦紙	270～295×445～465	0.106	白黄
		半切紙	135～147×445～465		
色半紙 (広島藩 公用紙)	八寸三分×一尺一寸六分 (251mm×351mm)	縦紙	240～255×340～350	0.078	淡茜色
		半切紙	115～125×340～350		
白半紙	八寸三分×一尺一寸六分 (251mm×351mm)	縦紙	240～255×340～350	0.077	白黄
		半切紙	115～125×340～350		

表2 江戸時代中・後期に広島藩家中で使用された公私別の形状と用途

(表中「料紙名」欄に記載される料紙名は、藩内での料紙の格の高い順に並べている。)

料紙名	種別	料紙遺品、および文献上に見られる料紙の形状と用途				用途の特色
		縦紙・縦切紙	折紙	半切紙(横切紙)	帳面 (縦帳・横帳・横半帳)	
大杉原	公用	屋敷替申渡書・加増申渡書など(堅切紙を半折)	—	褒賞・下賜品目録、任命書、縁組・改名許可書など(半切紙を三つ折)	—	藩主の内意を傳達する文書
	私用	—	折紙詠草(横詠草)	横詠草、一家内文書(御祠堂奠供献立)、祝儀目録など	—	非日常的な文書(詠草・儀礼など)
中杉原	公用	—	—	跡目相続口達正文、祝儀書状	—	藩主の内意を傳達する文書
	私用	—	折紙詠草(横詠草)、年始挨拶状	横詠草、祝儀書状、一家内文書(御祠堂奠供献立)、祝儀目録など	—	非日常的な文書(詠草・儀礼など)、家臣同士の祝儀状
色諸口 (公用紙)	公用	藩主の意向を伝える触書とその包紙、藩主の血縁者逝去の通達	藩主一家への祝儀献上命令書、献上物受取書	登城命令など口達類、願書・伺書への回答書(付礼を含む)、下書・控・写類	屋敷引渡帖(縦帳)	藩からの下達文書(重要度の高い案件)
白諸口	公用	願書(休暇願・御目見・袖留など)、誓詞	藩主一家への祝儀献上命令の受諾書	伺書(婚姻・養子縁組、隠居、差控伺など)、案内・廻達(御用談集會、諸役拜命など)	木石帳(縦帳)、動書写し(縦帳)	家臣からの上申文書、家臣同士の重要な連絡状
	私用	証文類、奉公人請状	控・写類	下書・控・写類、書簡	婚儀双方申合帖(横帳)	長期保存目的の私文書
色半紙 (公用紙)	公用	御絹座発給文書(堅切紙)、公文書の包紙	—	御材木場発給文書、簡易な連絡状、上申書の控・下書類	—	藩諸機関の簡易な領収書、公文書の包紙、家臣同士の簡易な連絡状
白半紙	公用	願書・伺書の包紙	—	下書・控・写類	—	上申文書の包紙、家臣同士の簡易な連絡状
	私用	簡易な証文・見積書、一家内文書	家内文書、下書・控・写類	簡易な書簡、覚書・雑記・下書・控など	日記・草稿・手控など(縦帳・横帳・横半帳)	私的かつ常用の書付類

※ 表中の「—」は現時点で該当史料を未確認の意

このうち本稿は③に関連し、藩主一族(縁戚関係の他大名家を含む)と家臣との間で交わされた、文書の料紙と様式のあり方の一端を明らかにすることを第一の目的としたい。ただし、授受者の一方が為政者とその家族であるため、藩法による料紙の規定の範囲外にあり、料紙遺品もわずかである。そこで、藩主一族と書状を取り交わす中老格の地位にあった、今中相親(一七八四〜一八五七、後に大学、丹後と称す)が残した「御中老格控」(「今中文庫」A三一一)を手がかりとし、これに記載される書状贈答料紙と様式の分析を行っていく。

同史料は今中相親の差出状と外部から到来した書状・書付の控である。この控には個々の書状・書付の本文のほかに、これらの料紙名と形態の詳しい注記がなされている。幸いにも「今中文庫」には控に記載された書状・書付の一部が現存している(以下、現存料紙と称す^⑥)。この現存料紙の種類と形態を原本調査によって特定することで、同史料の注記が示す具体的な内容を理解し、裏付けを行うことができる。逆に原本が失われている場合であっても、史料上の注記から紙種などの推定が可能と考える。本稿は、これまでの原本調査で得た知見が、「御中老格控」のような文献史料に表記される料紙の分析にどの程度有効か試みるものであり、それを第二の目的としたい。

二 本稿の対象史料と史料上の料紙の呼称について

(一) 「御中老格控」について

「御中老格控」は、白半紙の縦帳に記された、全六冊から成る史料で

ある。今中相親（以下、中老格就任時の今中丹後と呼ぶ）は、天保十二年（一八四一）に隠蔵人にかわり年寄上座に就いたが、藩政改革を受けて嘉永六年（一八五三）に要路を去り、翌嘉永七年（十二月に安政と改元）正月十九日に非役の中老格に任じられた。本史料は、就任から隠居に至る安政二年（一八五五）六月までの間、今中丹後が大目付や年寄のほか、藩主・浅野斉肃はじめ、その血縁者・縁戚者を取り交わした書状贈答の記録である。また、安永二年（一七七三）に中老格に就任した浅野外守の書状贈答の書写も含まれ、役目の参考にしたと思われる。

『今中文庫目録』に記載される順にこの六冊をあげる。（アルファベットの筆順。また、以下、史料上の文言を引用する際の読点、および傍線も筆者である。）

A 御中老格御勤中御使者取斗控

B 大御目付御贈答并阿之方々之仕掛等諸事控

（嘉永七甲寅年正月十九日方安政二乙卯年五月二迄）

C 御状御贈答控（嘉永七甲寅年正月より安政二乙卯年正月二迄）

D 御年寄中御贈答控（嘉永七甲寅年正月十九日方安政二乙卯年六月迄）

E 割奉行中々之一件

F 御状御贈答控（安永二年浅野外守様御役中之控写し）

このうち、本稿では特に**C**（以下、今中丹後控と略）と**F**（以下、浅野外守控と略）を対象とし、双方の控に表記される料紙と形態を分析するとともに、その時代的变化を明らかにしたい。また、今中丹後の養子相

愛（大衛）の「覚書」（以下、大衛覚と略）も、自身や養父への口達類の控を料紙・形態ともに記していることから参考とし、適宜引用する。

（二）料紙と形態の呼称について

今中丹後控と浅野外守控の分析を行う前提として、この両史料に表記される料紙名および形態名（両者を便宜的に括弧を付けずに用いることとする）を暫定的に定義し、整理しておきたい。

〈料紙の呼称〉

① 大杉原と杉原

浅野外守控の方には大杉原、今中丹後控には杉原と、それぞれ杉原紙の表記がある。

大杉原は、享保三年の「御紙蔵江納候諸紙^⑦」と「文化八年定寸表」によると縦一尺一寸二分、横一尺六寸で製され、一般的な杉原紙（縦一尺一尺一寸、横一尺四寸八分一尺五寸）^⑧より、最大で縦横約一寸ずつ幅広である。原本調査の結果、中杉原との間に品質と抄紙法の違いはなく、大杉原の「大」は単に法量がより大きいことを表していると考えられた。

一方、今中丹後控の杉原は、大杉原・中杉原のどちらを指すのかが問題となる。現存料紙が確認されなため、別の文献史料から二事例を挙げたい。

一つ目は大衛覚より、天保七年（一八三六）十月廿五日、年寄職であった今中大学（丹後）に内々で下賜された「銀五枚」の目録である。目録料

紙は、その略図とともに「杉原半切三ツ折」と表記され（写真1）、現存料紙がある（写真2）。原本調査の結果、大杉原の半切紙をさらに縦に半裁し、縦に三つ折りにした形態であった。

二つ目は今中丹後の隠居願に用いられた杉原紙である。Bでは「御口上書杉原巻紙、諸口紙老枚服紗包、上ワ書書付与斗」と表記され、口上書の本紙に杉原紙の巻紙、包紙は②で述べるが、白諸口の全紙一枚を使用した旨が述べられる。現存料紙はないものの、同じ隠居願の「口演書」の控が伝存する。調査により、本紙が大杉原の半切紙を貼継いだ巻紙、包紙は白諸口の全紙一枚と特定できたことから、控であっても文献の記述通りの料紙が選択されていたことがわかった。

以上の二事例から、両控の杉原紙はともに大杉原を指し、これは広島藩で生産された最も大判の杉原紙であったとしたい。

② 赤紙と諸口

この二つの呼称は、「文化八年定寸表」に記載のある色諸口と白諸口の二種類の諸口紙と推定できる。

まず、赤紙についてである。「赤」に関連した料紙名、すなわち色諸口と思われる呼称は、赤紙、赤堅紙、赤諸口、赤諸口紙の四種類であった。史料上の表記と現存料紙が類似、または合致する事例をあげよう。一つ目はBに記載の赤紙、赤堅紙である。藩主がさらなる儉約を触れた、安政元年の「勝手向き難渋につき家中へ格外の節儉を命ずる達」⁹の本紙に赤堅紙を、包紙に赤紙を使用したことが、本紙・包紙の略図とともに記されている（写真3）。現存料紙はないものの、これに類似した藩主の触書、嘉永六年の「借地緩和（御甘メ米）に付書付」¹⁰が残され

（写真4）、本紙に色諸口の堅紙の貼継ぎを、包紙に同じく色諸口全紙一枚を、Bの記述通りに使用していた。

二つ目は、Dの赤諸口、赤諸口紙の表記である。今中丹後が「若殿様江為年頭御祝儀」の御太刀馬代を進上した後、年寄の浅野若狭と藤田兵庫から、受取と披露を遂げた旨の書状が届いた。その本紙が「赤諸口裏付」、包紙が「赤半紙老枚二而服紗包」であることが、略図とともに記される（写真5）。現存料紙（写真6）により、本紙は色諸口の折紙、包紙は色半紙の全紙一枚であり、Dの記述に合致していた。赤諸口紙は、今中丹後に隠居御札として「干鯛一折五枚」の献上を命じる口達書に用いられたと記され、現存料紙からやはり色諸口の折紙であることを確認している。

これらから、赤紙の「赤」は藩の公用文書に使用される「淡茜色」を指し、料紙は色諸口であるとしたい。

これに対し諸口は、色の記載がないため白諸口と推定される。二事例を示したい。

一例目は、今中丹後が夏から秋の足袋の着用許可を問い合わせた何書である。「諸口半切レ江認メ」とBに表記される。「今中文庫」にその控が残り、白諸口の半切紙を用いていることが確認できた。二例目は、先の干鯛献上命令に対する、今中丹後の受諾口上書である。本紙が「諸口裏付」、包紙は「半紙老枚服紗包」とDに表記され、略図も併記される（写真7）。現存料紙はないものの、これと同じ様式で、「若殿様御入国」の「御祝儀御肴」献上の口上書控が伝存し、Dの記述通り本紙に白諸口の折紙、包紙に白半紙一枚を使用していた（写真8）。これらから、

諸口は白諸口を指すものとしたい。

③ 奉書

浅野外守控では、水野家養子となった浅野重晟弟の水野忠鼎など、他大名家へ出た藩主の血縁者への書状に、浅野外守が奉書紙を使用したことが記される。一方、今中丹後控では、他大名家から今中丹後宛に来た書状の料紙が奉書紙であったとの記述がある。他藩からの奉書紙は種類を明らかにし得ないが、浅野外守が用いた奉書紙について若干考察してみたい。

「文化八年定寸表」によると、広島藩では大広奉書、新奉書、大奉書、小奉書の四種類が漉かれ、各紙の法量はこの順に大きいことから、大広奉書が最も格が高く、小奉書は一番低かったと理解される。紙幅の都合上、各奉書紙のデータを示すことはしないが、「今中文庫」の奉書紙の原本調査(令和二年三月二十四～二十七日)の結果、今中丹後宛の書付や書状について以下のことが現在判明している。

① 九代藩主・斉肅ならびに十代藩主・慶熾の、右筆による「御書」には大広奉書の折紙が使用される。

② 青山内証分家当主・浅野長訓(近江守、後に十三代藩主)の、右筆による暑中見舞・寒中見舞状には大奉書の折紙が使用される。

③ 藩主直筆の「御筆」の場合は、小奉書と白諸口の半切紙が使用される。

浅野外守控成立の安永二年当時、奉書紙の最上位は判明している限り大奉書であり、右の事例からも家臣である浅野外守が大奉書を使用するとは考えにくい。また、明和三年(一七六六)に今中温(丹後の父)が受け

取った「知行宛行状」が、原本調査の結果大奉書であることから、家臣が大奉書を使用する可能性はさらに低いと言えるだろう。以上から、浅野外守控の奉書紙は小奉書と仮定しておきたい。

〈形態の呼称〉

① 裏付・横折

先述の通り、「赤諸口裏付」「諸口裏付」という表記は、現存料紙との比定により、それぞれ色諸口と白諸口の折紙であることが判明している。したがって、裏付は折紙を指すものとしたい。折紙は、一枚の料紙の全面を使う縦紙に対し、横長に半折し折り目を下にして用いる形態をいう。折り返した裏側は、本紙に付すべき礼紙として見立てたと考えられ、裏付もその意味と推察される。横折は奉書紙のみ使用されており、裏付と同様に折紙と考えるたい。

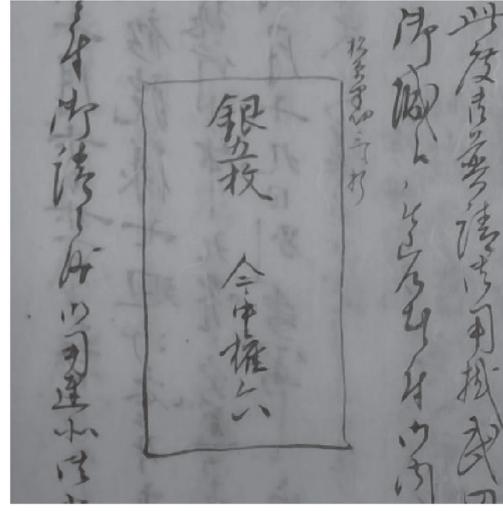
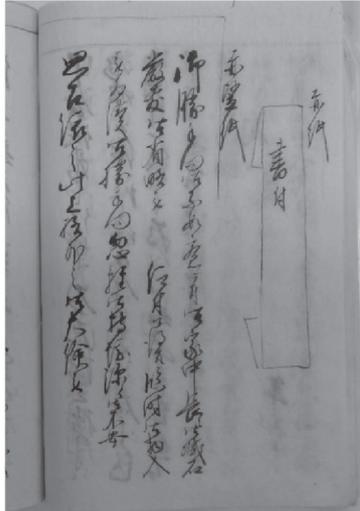
② 半切・半切レ・切紙

まず、史料上「杉原半切三ツ折」「諸口半切レ」など、半切、半切レと表記されるものは、先に示した現存料紙から、全紙を横方向に半分にか断した半切紙であることが明らかである。

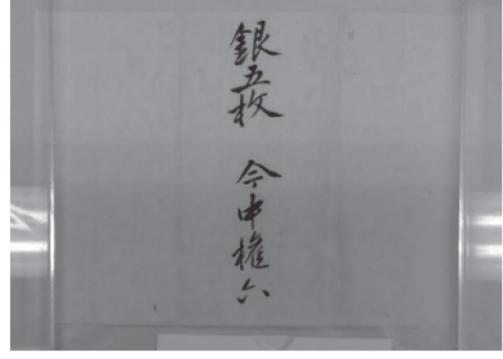
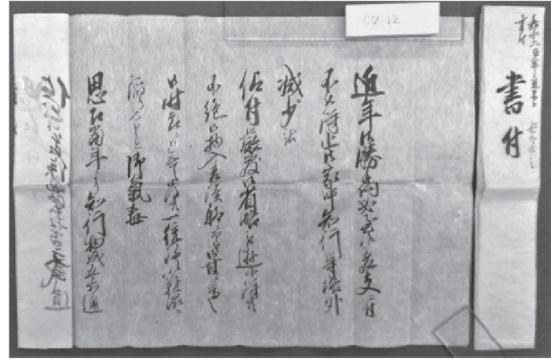
そのほか「赤紙切紙」「白諸口切紙」などの切紙という表記も、通常半切紙を指すことは言うまでもないが、次の伺書の現存料紙(「今中文庫」C―三―一七四)にて確認したい。この伺書は、今中丹後の隠居と跡目相続を許可された養子大衛が、「家督之御礼差上物」について問い合わせたものである。

紙面に、「以切紙申上候、私儀家督之御礼差上物明廿八日差上候様、

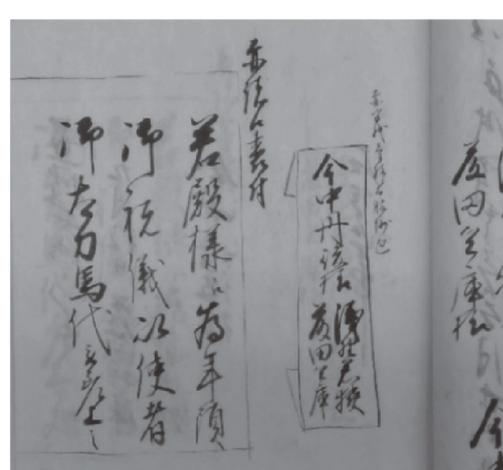
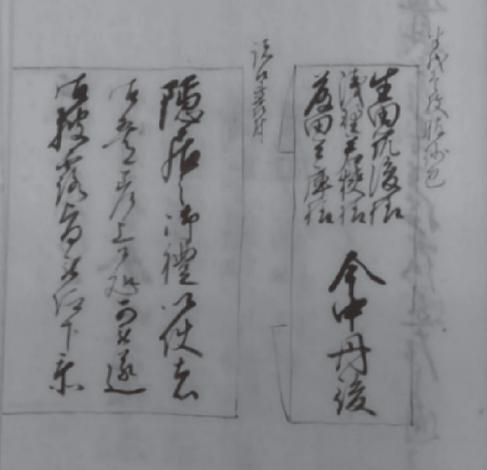
右上…写真3(B)より「赤紙」「赤縦紙」と表記の部分)
 下…写真4(類似する料紙遺品、包紙・色諸口全紙一枚、本紙・色諸口全紙貼継)



左上…写真1(大衛覚より「杉原半切三ツ折」と表記の部分)
 左下…写真2(現存料紙、大杉原半切紙縦三ツ折)

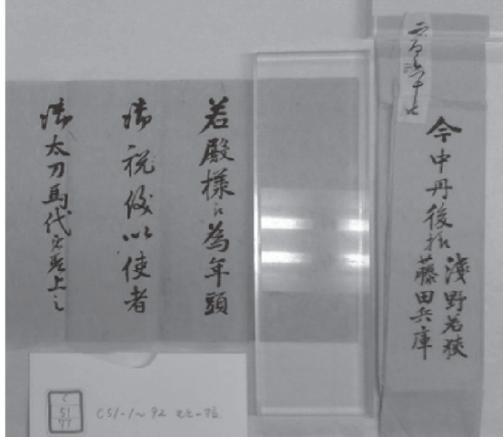
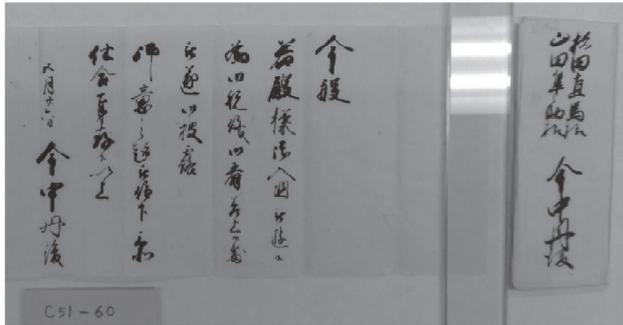


右…写真7(D)より「半紙壹枚服紗包」「諸口裏付」と表記の部分)



左上…写真5(D)より「赤半紙壹枚二而服紗包」「赤諸口裏付」と表記の部分)
 左下…写真6(現存料紙、包紙・色半紙全紙一枚、本紙・色諸口折紙)

下: 写真8(類似する料紙遺品、包紙・白半紙全紙一枚、本紙・白諸口折紙)



兼而御達之趣奉畏候、然処今日々来正月六日迄忌中ニ罷成申候、右二付明日之差上物如何可仕哉（後略）」とあり、「以切紙」とされる大衛の料紙と形状は「白諸口」の半切紙であった。これらから、半切・半切レ・切紙はすべて半切紙を指すものとしたい。

以上、第二節で整理した呼称を踏まえた上で、次節より両控に記載される書状贈答の料紙とその形態の分析に移りたい。ただし、それらの時代的变化を考察するために、先に成立した浅野外守控からみていこう。

三 浅野外守控の書状贈答料紙の分析

浅野外守（新四郎、内膳）は、宝暦五年（一七五五）より十八年間年寄職を勤めたのち、安永二年に中老格に就任した。「中老」とは、宝永六年（一七〇九）の藩主・浅野吉長の職制改革により、吉長の舎弟を処遇するために置かれた非役の地位である。中老格はこれと似た形で、年寄（執政）を引退した者の処遇先として安永二年から設けられ、役規は「年頭・八朔・御節句・月次・御吉凶之節登城」とされた^{〔1〕}。浅野外守はその初代であったため、浅野外守控の書状贈答の文言や料紙の選択は、雛形として歴代に引き継がれていたと思われる。

浅野外守控には全部で八一通の書状の記載があり、そのうち浅野外守の差出状二七通、受取状一通に、書状様式が注記されていた。その内訳は大杉原が二〇通、奉書が五通、諸口が三通である。この二八通を中心に、各通の差出人、宛所、内容、表記される料紙名と形態等を表3として作成し

た。その際、初めの書状に料紙名等が明記され、「右御同文」と略されるものは同じ料紙・形態とした。また、同じ文言で複数の宛所を列挙した「格通二而」という表記の書状は、便宜的に表3で一行としている。この表を参照しながら、内容ごとに各宛所へどのような料紙が使用されているかみていきたい。（以下、第三節内のアラビア数字は表3の書状番号を指す。）

（一）中老格就任挨拶状

浅野外守は就任挨拶状の宛所として、藩主と継嗣、江戸留守居役、分家筋の者を記しており、他大名家の名はみられなかった。それらの料紙は大杉原、大杉原裏付と注記されている。史料一と二をみていきたい。

【史料一】（表3—1、2）

一筆啓上仕候、今般私儀於

御城御中老格被 仰付難有仕合奉存候

右御礼為可申上如斯御座候

御前御序之刻可然様頼入存候、恐惶謹言

巳二月十日 御名御判

御年寄 鈴木隼人様 人々御中

此書状大杉原二而調
上封し封紙二而

右御同文二而

若殿様江

御附人 望月蔵人様 人々御中

この文面から、年寄鈴木隼人と付人望月蔵人へ、それぞれ藩主重晟と継嗣に中老格就任御札を取り次ぐよう依頼したことが分かる。これらには浅野外守の署判が据えられ、実質的には藩主と継嗣への就任挨拶状であり、形態の表記はないが両通とも折紙だったと推定される。

これは、次節で述べる今中丹後控で、藩主と継嗣への就任挨拶状が諸口裏付と注記されることによるものである。度重なる儉約令のため、料紙の格は大杉原から白諸口に一段下げたが、形態は折紙のまま据え置いたと思われる。堅紙や半切紙である可能性も否めないが、大杉原を堅紙で用いた挨拶状の事例がないことや、料紙の格を下げておきながら、形状を薄礼の半切紙から厚礼の折紙へ格上げすることは矛盾を生じるため、この両形態は考えにくい。以上の点から、藩主と継嗣への書状には大杉原の折紙を用いたとしておきたい。

【史料二】（表3―4）

一筆啓上仕候、其御地御手前様、弥御勇健可被成御座与珍重御儀奉存候、今般私儀中老格被申付忝次第奉存候、是迄御心安被成下候事故、右御吹調為可申上如斯御座候、恐惶謹言

二月十五日 御名判

浅野備前守様

浅野河内守様

浅野大学様

中根外記様

参人々御中

大杉原裏付

格通二而

右宛先の浅野姓の三名は江戸や京都に在住の旗本である。「浅野備前守」と「浅野河内守」はそれぞれ播州赤穂浅野家の分家当主、浅野長充と浅野長壽、「浅野大学」は浅野長矩・浅野長広から四代目の当主・長貞である⁽¹²⁾。「中根外記」は浅野家、家老の上田家なども縁戚関係にある旗本であり、これら四名は広島浅野家からみて分家や家老と同格の家柄の扱いとされ、一族の範囲の者といえる。

また藩の要職者への挨拶状については、江戸留守居役「安井牧太・天野伝兵衛」宛の書状（3―1）に、本状に関する記述はないものの、取り次ぎ依頼の添状（3―2）を大杉原の半切紙で調えた注記がある。本状の料紙は添状と同じ大杉原、形状は添状より格上の折紙、もしくは同じ半切紙も考え得る。ただし、新しく留守居役となった「伊藤織衛」から届いた挨拶状に対し、浅野外守が祝いを述べた返書が大杉原の折紙であった10の事例を考えると、やはり双方の挨拶は折紙で行われたと考えるのが妥当であろう。ただし、この10には「此後諸口ニ相成」と注記があり、これ以降、家中の要職どうしの書状贈答の料紙は、大杉原から白諸口へ一段格下げされたことがうかがえる。

このように、浅野外守就任の安永二年は、分家格の者への挨拶状が大杉原の折紙と明記されていることから、藩主と継嗣のほか、留守居役のような要職の者に宛てた挨拶状も同様の書状様式をとっていたことが推定できる。

表3 浅野外守書状贈答控（安永2年）

書状№	差出人	宛先	文書の内容	料紙	形状	封・包紙の記述	名判有無	宛名有無	日付	備考
1	御名御判(浅野外守)	(殿様付) 御年寄 鈴木隼人様	御中老格被仰付候二付挨拶	大杉原	一	上封し付紙二而	名判	有	巳二月十日	「殿様」は浅野重晟
2	(御名御判)	若殿様江 御附人望月蔵人様	御中老格被仰付候二付挨拶	(大杉原)	一	(上封し付紙二而)	一	一	巳二月十日	「右御同文二而」と略
3-1	御名(浅野外守)	江戸留守居 安井牧太様、天野傳兵衛様、格通二而	御中老格被仰付候二付挨拶	一	一	一	名	有	巳二月九日	取次依頼の「御添状」は「大杉原半切紙二調、上封し付紙二而」と注記。
3-2	御名(浅野外守)	江戸留守居連名二而	添状(上記書状取次依頼)	大杉原	半切二調	上封し付紙二而	名	有	月日(巳二月九日)	「御添状」は「大杉原半切紙二調、上封し付紙二而」と注記。
4	御名判(浅野外守)	浅野備前守様、浅野河内守様、浅野大学様、中根外記様、格通二而	御中老格被仰付候二付挨拶	大杉原	裏付	一	名判	有	二月十五日	
5	百々勘左衛門判	御名(浅野外守様)	御中老格被仰付候二付御祝い	諸口	裏付二而来ル	一	名判	有	二月十二日	
6	御名判(浅野外守)	百々勘左衛門様(尾道町奉行)	上記の返書	諸口	裏付二而調	一	名判	有	二月廿二日	
7	支配人中ノ	辻政之丞様、辻藤兵衛様、山田十兵衛様、辻藤次郎様、那波茂兵衛様、那波基蔵様、那波九郎	御中老格祝状への礼(代筆)	大杉原	裏付二而	上封し	一	有	三月十六日	添状に関して以下の注記あり。「大坂留守居宛此文書二而御願被達」「此書状相達し候様致度候、此段頼
8	御名御判(浅野外守)	伊豫守様二而 鈴木匡様・沼野内蔵助様	年始御挨拶状へ御書頂戴の御礼	奉書	横折二而	一	名判	有	三月十六日	「松平伊豫守」は丹後宮津藩藩主、松平 資承。正室は浅野宗恒の娘(信姫カ)。
9	(浅野外守)	(小川町二而) 森司馬様	御前小川町御奥様重役被仰付二付祝状	諸口	半切二而	一	一	有	三月十六日	
10	(浅野外守)	御留守居役 伊藤織衛様	御前御留守居役被仰付、御加増拜領二付祝状	大杉原	裏付	一	一	有	三月十六日	「大杉裏付 此後諸口ニ相成」と注記。
11	(浅野外守)	(御年寄) 鈴木隼人様・三好勲負様	信姫様御逝去二付御悔み状	大杉原	一	一	一	有	閏三月十日	
12	(浅野外守)	若殿様 御附衆望月蔵人様	(信姫様御逝去二付御悔み状)	大杉原	一	一	一	有	閏三月十日	「右御同文二而」と略
13	(浅野外守)	(御年寄) 鈴木隼人様・三好勲負様	築地御屋敷火事二付御機嫌伺状	大杉原	一	一	一	有	閏三月廿五日	
14	(浅野外守)	若殿様二而 望月蔵人様	暑中御機嫌伺状	一	一	一	一	有	六月二日	
15	(浅野外守)	御前様(陽姫)二而 石黒善九郎様・吉岡平馬様	暑中御機嫌伺状	一	一	一	一	有	六月二日	「右御同文之内御前様益一一如是御座候御序之刻」と略
16	(浅野外守)	近江守様二而 戸田嘉藤太様	暑中御機嫌伺状	一	一	一	一	有	六月二日	
17	(浅野外守)	(水野家左近将監様) 大久保□様	暑中御機嫌伺状	奉書	一	一	一	有	六月二日	「右御同文、左近将監様益一一」と略、「奉書へ調へ」と注記。
18	(浅野外守)	(昌光院様) 関屋市右衛門様	暑中御機嫌伺状	(奉書)	一	一	一	有	六月二日	「右御同文、昌光院様益一一」と略
19	(浅野外守)	神田橋(御奥様)二而 飯田十右衛門様	暑中御機嫌伺状	(奉書)	一	一	一	有	六月二日	「右御同文、御奥様益一一」と略
20	(浅野外守)	小川町(御奥様)二而 森司馬様	暑中御機嫌伺状	(奉書)	一	一	一	有	六月二日	「右御同文、御奥様益一一」と略
21	(浅野外守)	(御前様付) 石黒善九郎様・吉岡平馬様、穂坂勘六様	御前様御出産後御容体重きに付御見舞	一	一	一	一	有	十月廿六日	
22	御前様重役吉岡平馬判	御名様(浅野外守様)	深廣院様(陽姫)御遺物被下之候に付御達	一	一	一	名判	有	十二月廿七日	
23	御名(浅野外守)	(御前様重役) 吉岡平馬様	深廣院様御遺物頂戴二付御礼	大杉原	裏付	上ふくさ包ニシテ	名	有	四月二日	「右大杉原裏付二調上ふくさ包ニシテ上書宛様御名、右御返事平馬殿へ為持被遣候処、平馬殿御達二而御返翰落手仕候由返答有之」と注記。
24	御名御判(浅野外守)	尾州御附人 石黒善九郎様	深廣院様御遺物頂戴二付御礼	一	一	一	名判	有	安永三年四月十四日	陽姫の実家・尾張徳川家への礼状

(二) 就任祝状への返書

(一)の挨拶状に対する藩主らの返書の紙種と様式は、残念ながら控えられていない。ここでは同僚からの就任祝状への返事がどのようににされていたかみていきたい。

【史料三】(表3—5)

一筆啓上仕候、先以今般御中老格被為蒙仰候旨奉承知珍重御儀奉存候、
右御悦申上度如斯御座候、恐惶謹言

二月十二日 百々勘左衛門 判

御名 諸口裏付二而来ル

【史料四】(表3—6)

御状令披見候、今般自分儀御中老格蒙仰候付、為御歎頭示忝事二候、
右御報申入ニ恐惶謹言

二月廿二日 御名判

百々勘左衛門様 諸口裏付二而調

史料三・四の「百々勘左衛門」は、安永二年まで尾道町奉行を務めた人物である。(一)で述べたように、家中の要職宛には大杉原の折紙が使用されたと思われるため、一見すると整合性がとれない。しかしながら、百々勘左衛門の書状が「諸口裏付二而来ル」に対して、浅野外守も同様に「諸口裏付二而調」と記し、相手と同じ料紙と形状で返書を認めたことがわかる。これと同様の事例が9の「森司馬」宛の返書である。

【史料五】(表3—9)

御切紙令披見候、今般於 御前小川町御奥様重役被 仰付候旨依之御
紙面之趣致承知珍重御事二候、右御歎御報如此御座候、已上

三月十六日 諸口半切二而

森司馬様

冒頭の傍線部にあるように、森司馬からの「御切紙」の書状に対し、「諸口半切二而」返書を調べており、「御切紙」は白諸口の半切紙だったと解釈できよう。これらから、返書は来書の料紙と形態に揃えたものと考えられる。

(三) 暑中御機嫌伺状

14から20は文言が宛所により若干異なるものの、全て暑中御機嫌伺状である。14の「若殿様」、15の「御前様(重晟正室・陽姫)」、16の「近江守様(青山内証分家当主)」については、料紙の記載がなかったが、(一)を考慮すると料紙は大杉原であった可能性が高い。次節の今中丹後控では、藩主と継嗣に宛てた寒中見舞状に、「諸口半切レ」を使用していることを勘案すると、形態は折紙以外にも半切紙であった可能性もある。ここではむしろ、17から「右御同文」としつつ、料紙のみ「奉書へ調へ」と注記が始まる、他大名家への書状様式が注目されよう。史料上で表記を、ひとつ前の青山内証分家「近江守」宛の暑中見舞状(16)からみていきたい。

【史料六】(表3—16、17、18、19、20)

一筆致啓上候、甚暑之節其御地

近江守様益御安康被成御座候哉、乍懼承知仕度奉存候、暑中為窺御機
嫌如斯御座候、御序之刻可然様頼入度候、恐惶謹言

六月二日

近江守様二而 戸田嘉藤太様

右御同文

左近将監様益 —— 奉書〔調〕

大久保 肥様

右御同文

昌光院様益 ——

関屋市右衛門様

右御同文

御奥様益 ——

神田橋二而 飯田十右衛門様

右御同文

御奥様益 ——

小川町二而 森司馬様

右の「左近将監様」は、水野家養子となった藩主重辰弟の水野忠鼎であり、そのほかは婚姻で他大名家へ入った浅野家の姫君たちと思われる。これらから、縁戚関係となった他大名家への挨拶状には奉書紙(小奉書)を用いたことがわかる。形態については表記がないが、次節の今中

丹後控では、他家へ嫁いだ浅野家姫君たちに宛てた暑中・寒中見舞状に大杉原の折紙が使用されており、折紙と解釈するのが妥当であろう。次の史料からも、他大名家との書状のやりとりは、基本的に小奉書の折紙であったことが明らかである。

【史料七】(表3—8)

一筆致啓上候、年始為御祝詞各様迄以書状申上候段 伊豫守様達

御聴被成下、御書致頂戴忝仕合奉存候、御請之儀可然様頼入存候、恐惶謹言

三月十六日

御名御判 鈴木匠様

伊豫守様二而 沼野内蔵助様 人々御中

三月十六日

御名御判

本文中の「伊豫守」は、丹後宮津藩主松平資承のことで、正室は広島藩六代藩主・浅野宗恒の娘である。当史料は、浅野外守の年始挨拶状に対し、松平資承の「御書」(返書)が到来し、浅野外守がさらに小奉書の折紙で礼状を認めるという、他家との書状贈答の様子がわかる。

史料六・七より、他大名家に対しては小奉書の折紙で書状贈答が行われ、浅野一族や家中における大杉原や白諸口での書状贈答とは料紙が明確に区別されているといえるだろう。

四 その他の内容の差出状

以下の内容の書状にも大杉原の使用が明記され、三つ目には「裏付

（折紙）」とあったが、そのほかは形態の注記がなかった。

- ・信姫逝去につき、藩主と継嗣へ宛てた悔やみ状（11、12）
- ・築地御屋敷の長屋火事につき、藩主へ宛てた見舞状（13）、
- ・重辰正室・陽姫の形見の品拝領につき礼状（23）

ただし、これまで検討してきたとおり、藩主・継嗣への挨拶状には基本的に大杉原の折紙を使用していることから、右の三点の形態は全て折紙であったと考えたい。

四 今中丹後控の書状贈答料紙の分析

本節では、嘉永七年（一八五四）から翌安政二年にかけて三代目の中老格にあった、今中丹後の書状贈答の料紙を詳しくみていきたい。今中丹後控には全部で二二一通の書状の授受が記載され、浅野外守控と比べると書状総数は約三倍に、とりわけ他大名家との書状贈答数はおよそ五倍に増加している。

そのうち、料紙・形態いずれかが明記されているのは、今中丹後の差出状、および受取状の合計九四通であり、その内訳は大杉原が六一通、奉書紙が五通、白諸口と色諸口をあわせた諸口紙が二二通、不明（付紙料紙）が六通であった。このうち五二通を抄出し表4を作成した。これを参照しながら、内容ごとの料紙をみていきたい。（以下、第四節内のアラビア数字は表4の書状番号を指す。）

（一）中老格就任挨拶状

今中丹後は中老格に就任した際、挨拶状に白諸口と大杉原の折紙を使用していることが、史料八・九を含む表4の1～12より明らかである。

【史料八】（表4-1）

江戸表江

諸口裏付

一筆啓上仕候、今日私儀於

御城御中老格被

仰付難有仕合奉存候、右御礼為可申上如斯御座候、

御前御序之刻可然様頼入存候 恐惶謹言

正月十九日 御名書判

御年寄 二川清記様 人々御中

この史料から、江戸表の藩主斉肅への挨拶状は年寄二川清記宛とし、自身の署判を据え、白諸口の折紙を使用していることがわかる。これと同様の書状様式は、3の「若殿様（慶熾）」、4の「近江守様（青山内証分家当主・長訓）」、12の「梅梢院様（藩主斉肅生母）」にみられた。これらの宛所から、いずれも浅野本家・分家であれば料紙は白諸口を用い、厚札の折紙を選択したといえよう。

【史料九】（表4-2）

一姫君様江

杉原裏付上封し封紙

一筆啓上仕候、今日私儀御中老格被

仰付難有仕合奉存候、右為申上如斯御座候、恐惶謹言

正月十九日 御名書判

佐久間忠兵衛様

筒野藤一郎様

史料の「姫君様」は、藩主・浅野斉肅に文政六年（一八二三）に興入
れた、將軍家斉の娘・末姫である。斉肅の正室であるものの、今中丹
後は藩主より格上の大杉原を折紙として用い、署判を据え、さらに封紙
で包んでいる。これと同様に大杉原の折紙は、5、11の上杉家、南部家
をはじめとする、他大名家へ嫁いだ浅野家の姫君たちに宛てた挨拶状に
も使用されている。

このように、原則的に浅野本・分家内であれば白諸口、他大名家宛で
あれば大杉原を料紙として選択し、就任挨拶状のような比較的重要な文
書には、署判を据えた折紙を用いたと考えられる。ただし、將軍家出身
の正室は家中にあっても例外的で、他大名家と同様の料紙と形態を選択
している点が注目されよう。

(二) 就任挨拶状への返書

では、(一)の今中丹後の挨拶状に対して、どのような書状様式で返書が
なされているのであろうか。まず、浅野本・分家内をみていこう。

【史料十】(表3—21)

赤紙切紙

御状致拜見候、然者今般御中老格被蒙

仰候旨被仰越候御紙面之趣、達

御聴候、恐惶謹言

二月晦日 二川清記

御名様

冒頭の「赤紙切紙」という表記より、今中丹後への返書は、藩の公用紙
の色諸口の半切紙を使用したことがわかる。22も同様であることから、
藩主と継嗣の返書は年寄を介した公文書であり、署判は据えずに略式で行
ったといえる。一方、青山内証分家からの返書(23)は同じ公用紙だが、
付人の署判を据えた折紙であることから、本家中老格の今中丹後に対し、
同じ折紙を選択することで、薄礼にならぬようにしたと考えられる。

藩主らと同様に白諸口の折紙で挨拶がなされた藩主生母・梅梢院の返書
(13)は、白諸口の半切紙でなされており、梅梢院の公ではない立場と、
かつ略式の返事を許される地位を表している。正室・末姫からの返書
(24)は、付人の署判を据えた「杉原裏付」で来ており、今中丹後の挨拶
状と同格になるよう大杉原の折紙を選択したと理解されよう。

このほか、年寄二川清記が差し出した、「白諸口切紙」の就任祝状
(25)に対し、今中丹後も同じ白諸口の半切紙で返書(26)していることに
留意せねばならない。要職の家臣どうしの就任挨拶状と祝状は、先の浅野
外守控では主として大杉原の折紙が使用されていたが、今中丹後の時代は
料紙を白諸口に、形態を半切紙へとともに格下げしていることがわかる。

表4 今中丹後書状贈答控（嘉永7年（安政元）～安政2年）

書状No	差出人	宛先	文書の内容	料紙	形状	封・包紙	名判有無	宛名有無	日付	備考
1	御名書判(今中丹後)	(江戸表殿様江) 御年寄 二川清記様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	諸口	裏付	—	名判	有	正月十九日	「江戸表殿様」は9代藩主浅野斉肃。
2	御名書判(今中丹後)	(姫君様) 佐久間忠兵衛様、筒野藤一郎様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	杉原	裏付	上封し付紙ニ而	名判	有	正月十九日	「姫君様」は將軍徳川家斉娘末姫、浅野斉肃正室。
3	御名書判(今中丹後)	(若殿様江) 御年寄 二川清記様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	諸口	裏付	—	名判	有	正月十九日	「若殿様」は後の10代藩主浅野慶燾。
4	御名書判(今中丹後)	(近江様江) 木村幾三郎様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	諸口	裏付	—	名判	有	正月十九日	「近江守様」は青山内証分家当主、浅野長訓。
5	御名書判(今中丹後)	昌寿院様江 額田州右衛門様、木清要人様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	杉原	裏付	—	名判	有	正月十九日	「上杉弾正大弼様ニ而昌寿院様」は浅野斉賢娘で上杉斉正正室輝姫。
6	—(今中丹後)	光樹院様江 栃内左司馬様、菅野肇様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「南部美濃守様ニ而光樹院様」は浅野重晟娘で南部利敬正室。
7	—(今中丹後)	(栄松院様江) 平田伊久馬様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「伊藤修理大夫様ニ而栄松院様」は浅野重晟娘で伊東祐民正室為姫。
8	—(今中丹後)	(松平長門守様之御前様江) 丹羽一馬様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「松平長門守様之御前様」は浅野斉賢娘で前田利保正室久美。
9	—(今中丹後)	(溝口主膳正様ニ而御隠居伯耆守様之大奥様江) 星出求馬様、宮崎新五郎様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「溝口主膳正様ニ而御隠居伯耆守様之大奥様」は浅野斉賢娘で溝口直諒後室。
10	—(今中丹後)	(細川越中守様之御前様江) 高橋安右衛門様、井場貞助様、日比嘉門様、上野久様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「細川越中守様之御前様」は浅野斉賢娘で細川斉護正室益姫。
11	—(今中丹後)	(宗對馬守様之御前様江) 早田作左衛門様、渡辺又三様	(御中老格被仰付候ニ付御挨拶)	(杉原)	(裏付)	—	(名判)	(有)	(正月十九日)	「宗對馬守様之御前様」は浅野斉賢娘で宗義和正室嘉代姫。
12	御名斗り(今中丹後)	(梅梢院様へ) 浪江倉人様、堀場茂助様、駒井半蔵様、天津高様	御中老格被仰付候ニ付御挨拶	諸口	裏付	半紙服紗包	名	有	二月七日	「梅梢院様」は浅野斉生母。「右諸口裏付半紙服紗包上書御廣式重役中様御連名宛文箱へ入上書御同様ニ而為持差出ス」と注記。
13	(梅梢院様付 浪江倉人、堀場茂助、駒井半蔵、天津高)	—(今中丹後)	上記返書(付人より)	諸口	半切	—	—	—	二月七日	右之通ニ而御役成御請状相済候事(貼紙下に記述)
14	木清要人政徳書判、額田州左衛門盛清書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、昌寿院様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿六日	
15	菅野肇正書判、栃内左司馬昌録書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、光樹院様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿八日	
16	平田伊久馬 氏書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、栄松院様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿九日	
17	丹羽一馬 直行書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、松平長門守様之御前様へ申上げ候	諸口	切紙	—	名判	有	二月廿九日	
18	宮崎新五郎隆礼書判、星出求馬信成書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、御隠居伯耆守様之大奥様へ申上げ候	諸口	裏付	—	名判	有	二月廿九日	
19	上野久己承書判、日比嘉門儀成書判、井場貞助恒亮書判、高橋安右衛門貞幹書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、細川越中守様之御前様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	(二月廿九日)	
20	渡辺又三、早田作左衛門	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、宗對馬守様之御前様へ申上げ候	杉原	切紙	—	名	有	二月廿九日	
21	(江戸御年寄)二川清記	御名様(今中丹後)	御中老格御就任御礼之趣、殿様へ申上げ候	赤紙	切紙	—	名	有	二月晦日	
22	(江戸御年寄)二川清記	御名様(今中丹後)	御中老格御就任御礼之趣、若殿様へ申上げ候	赤紙	切紙	—	名	有	二月晦日	
23	(江戸御年寄)二川清記	今中丹後様	御中老格御就任ニ付御歎び状	白諸口	切紙	—	名	有	二月晦日	
24	今中丹後	二川清記様	中老格就任ニ付御書頂戴の礼状	同(白諸口)	(切紙)	—	名	有	三月十九日	
25	(近江守様付) 木村幾三郎 尚書書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、近江守様へ申上げ候	赤紙	裏付	—	名判	有	三月十三日	
26	(姫君様付) 筒野藤一郎 義務書判、佐久間忠兵衛 勝貞書判	今中丹後様	御中老格御就任御礼之趣、姫君様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿八日	
27	—(今中丹後)	(細川越中守様) 有吉頼母様、小笠原備前様	右京大夫様峯姫様御婚姻に付御歎び状	杉原	裏付	—	—	有	三月十九日	「右京大夫様」は細川 詔邦、肥後国熊本藩11代藩主。「峯姫様」は一条忠香の養女、三条実万の娘。
28	—(今中丹後)	(同御前様江) 高橋安右衛門様、井場貞助様、日比嘉門様、上野久様	右京大夫様峯姫様御婚姻に付御歎び状	杉原	裏付	—	—	有	三月十九日	「同御前様」は浅野斉賢娘で細川斉護正室益姫。
29	(細川越中守様付) 小笠原備前、有吉頼母	今中丹後様	右京大夫様峯姫様御婚姻之御歎び之趣に付御満足思召の事	奉書	裏付	—	名	有	四月廿六日	
30	(細川越中守御前様付) 上野久、日比嘉門、井場貞助、高橋安右衛門	今中丹後様	右京大夫様峯姫様御婚姻に付、御歎び之趣御前様へ申上げ候	—	—	—	名	有	四月十一日	
31	御名判(今中丹後)	(姫君様付) 佐久間忠兵衛様、筒野藤一郎様	姫君様江上使を以八代蜜柑御拝領被遊奉恐悦候	杉原	裏付	—	名判	有	正月廿七日	
32	(姫君様付) 筒野藤一郎 義務書判、佐久間忠兵衛 勝貞書判	今中丹後様	八代蜜柑御拝領の御歎び状之趣、姫君様へ申上げ候	杉原	裏付	—	名判	有	二月廿八日	

33	今中丹後	(殿様江)二川清記様	寒中御機嫌伺状	諸口	半切レ	-	名	有	十一月十九日	
34	今中丹後	(姫君様江)佐久間忠兵衛様、前野藤一郎様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	名	有	十一月十九日	
35	今中丹後	(近江守様二而) 桜井織部様	寒中御機嫌伺状	諸口	半切レ	-	名	有	十一月十九日	「近江守様」(青山内証分家)は浅野長訓。「近江守様江は諸口半切レ」と注記。
36	-(今中丹後)	昌寿院様二而 額田右衛門様、木滑要人様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「御方々様江は杉原裏付」と注記。「昌寿院様」は浅野斎賢娘、上杉斉正室輝姫。
37	-(今中丹後)	光樹院様二而 新内左司馬様、菅野藤様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「光樹院様」は浅野重晟娘、南部利敬正室。
38	-(今中丹後)	栄松院様二而 沖次郎兵衛様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「栄松院様」は浅野重晟娘、伊東祐民正室為姫。
39	-(今中丹後)	茅町御前様二而 岡田直之助様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「茅町御前様」は浅野斎賢娘で前田利保正室久美。
40	-(今中丹後)	木挽町大奥様二而 星出求馬様、宮崎新五郎様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「木挽町大奥様」は浅野斎賢娘で溝口直跡後室。
41	-(今中丹後)	龍口御前様二而 井場貞助様、香山徳右衛門様、日比嘉門様、上野久様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「龍口御前様」は浅野斎賢娘で細川斉護正室益姫。
42	-(今中丹後)	向柳原御前様二而 早田作左衛門様、渡辺又三様	寒中御機嫌伺状	杉原	裏付	-	-	有	-	「向柳原御前様」は浅野斎賢娘で宗義和正室嘉代姫。
43	今中丹後	(殿様江)二川清記様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	諸口	半切レ	-	名	有	十二月十八日	
44	今中丹後	(姫君様江)佐久間忠兵衛様、前野藤一郎様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	杉原	裏付	-	名	有	十二月十八日	
45	今中丹後	(近江守様二而) 桜井織部様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	諸口	半切レ	-	名	有	十二月十八日	
46	-(今中丹後)	昌寿院様二而 額田右衛門様、木滑要人様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「御方々様右同文言杉原裏付」と注記。「昌寿院様」は浅野斎賢娘、上杉斉正室輝姫。
47	-(今中丹後)	光樹院様二而 新内左司馬様、菅野藤様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「光樹院様」は浅野重晟娘、南部利敬正室。
48	-(今中丹後)	栄松院様二而 沖次郎兵衛様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「栄松院様」は浅野重晟娘、伊東祐民正室為姫。
49	-(今中丹後)	茅町御前様二而 岡田直之助様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「茅町御前様」は浅野斎賢娘で前田利保正室久美。
50	-(今中丹後)	木挽町大奥様二而 星出求馬様、宮崎新五郎様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「木挽町大奥様」は浅野斎賢娘で溝口直跡後室。
51	-(今中丹後)	龍口御前様二而 井場貞助様、西山幸之助様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「龍口御前様」は浅野斎賢娘で細川斉護正室益姫。
52	-(今中丹後)	向柳原御前様二而 早田作左衛門様、渡辺又三様	願之通り隠居・家督相続御許に付御礼	杉原	裏付	-	-	有	十二月十八日	「向柳原御前様」は浅野斎賢娘で宗義和正室嘉代姫。

次に他大名家からの返書をみていこう。14から20までの七通の返書のうち、「杉原裏付」が四通、「杉原切紙」が一通、「諸口裏付」が一通、「諸口切紙」が一通、という内訳になっていた。

【史料十一】(表3-14)
杉原裏付

御札致拝見候、然者今般於

御城御中老格被

仰出候、為御札御紙面之趣則申上候処、御入念之儀思召候、此段宜及

御報旨、昌寿院様被仰付如斯御座候、恐惶謹言

二月廿六日 木滑要人 政徳書判

額田卯左衛門 盛清書判

今中丹後様

他大名家の返書、四通(14、15、16、19)は、右のように付人の署判を据えた大杉原の折紙を使用しているが、残りの三通(17、18、20)は料紙・形状・署判の有無に規則性がみられなかった。

今中丹後控では、この中老格就任に関する書状贈答以降、他大名家からの返書の文言は記載されるものの、料紙名と形態の注記はほとんど省かれてしまう。わずかながら、熊本藩細川家に宛てた婚姻祝状(29)の返書をはじめ五点が「奉書裏付」であったこと、昌寿院(浅野斎賢娘・上杉斉正正室)からの返書六点が、料紙の表記がなく、略式の「付紙二而」(13)だったことを記すにとどまっている。

他大名家からの返書は、概ね今中丹後差出状と同様の、大杉原の折紙が選択されたと理解できようが、厚札を示す奉書紙の折紙から、甚だ薄札ではないかと思われる「付紙」まで、料紙も形態もまちまちであり、各付人の裁量によっていたものと言わざるを得ない。

(三) 寒中御機嫌伺状と隠居挨拶状

表3の33から42は、藩主や正室・末姫をはじめ、分家や縁戚関係にある大名家へ宛てた寒中見舞状である。

【史料十二】（表3—33、34）

一 寒気二付

殿様

姫君様其外

御方々様江御機嫌伺い差上状、左之通取計之事

一 殿様江諸口半切レ

一 筆致啓上候、乍時分寒気甚御座候得共

殿様益御機嫌能被成御座、御膳等御快被

召上候哉、乍恐承知仕度奉存候、寒中為可奉窺御機嫌如斯御座候、

恐惶謹言

十一月十九日 今中丹後

二川清記様

一 姫君様江杉原裏付

一 筆致啓上候、甚寒之節御座候得共

姫君様益御機嫌能被成御座候哉、乍恐承知仕度奉存候、寒中為可奉窺御機嫌如斯御座候、恐惶謹言

十一月十九日 今中丹後

佐久間忠兵衛様

筒野藤一郎様

この藩主と正室に宛てた二通に続き、史料上では「御方々様江者杉原裏付、尤近江守様江者諸口半切レ」と注記があり、各大名家へは大杉原の折紙、青山内証分家へは藩主と同様の白諸口の半切紙で見舞状を認めたことがわかる。(一)の就任挨拶状と比べ、藩主と分家（近江守）宛の見舞状は、半切紙へとさらに簡略化されており、正室・末姫へ宛てた大杉原の折紙の見舞状と、料紙・形態の差が大きいことに驚かされる。

このように、①藩主と分家当主へは白諸口の半切紙、②正室・末姫へは大杉原の折紙、③縁戚関係の他大名家へは大杉原の折紙という書状様式は、続く43から52までの退隠の挨拶状でも同じように行われている。浅野外守控と同様に、他家への書状料紙は家中より格上のものを使用し、家中は白諸口、他家は大杉原という料紙の区別が明確になされていたといえるだろう。

白諸口の半切紙は、浅野家中の藩士がごく普通に互いの書簡に使用する料紙と形状であることが、原本調査で明らかになっている。藩主と分家の当主宛の書状様式に、藩士とそれと全く差がみられないことは、安政初年当時の藩の緊縮財政ぶりをうかがわせるものである。

五 両史料の比較からみる書状様式の変化

— 本稿のまとめとして

以上、中老格という上級職ではあるものの、家臣と藩主一族との間のような書状贈答の様式が存在するの考察してきた。第三・四節の結果を表5-1と5-2として作成し、整理してみた。

これらを踏まえると、大きく次の三点が指摘できよう。

① **範囲** 書状の授受者は、浅野一族・家中と他藩に二分される。公家や門跡寺院などは中老格の交際の範囲になかった。

② **料紙** 浅野外守の安永二年(江戸時代中期)と、今中丹後の安政元年(江戸時代後期)を比較すると、家中では大杉原から諸口紙へ、他藩との交際においては小奉書から大杉原へと双方とも格下げした。ただし、他藩へは家中の料紙より常に厚札の料紙を使用している。

③ **形態** 両時期の書状の形態は、家中では折紙から半切紙へという簡略化がみられ、他藩へは折紙をそのまま維持している。

②と③が起こった背景を考察してみたい。

まず、家中の書状様式の薄札化には次の二つの要因が考えられる。

第一に浅野宗恒から重晟へと続く宝暦・寛政の藩政改革である。藩の諸機関では政務の簡素化と経費節減が徹底して図られ、家中においても慶弔の行事や進物贈答の禁止をはじめとする諸事省略が要求された。浅野外守も年寄職としてこの宝暦改革の指揮をとっている。すなわち藩内では、実用的かつ経済的理由から小型で薄い常用紙が重用されるようになり、文書

様式も簡略化され、料紙・形態の両面で薄札化が進んだといえよう。

第二は、紙の自給体制の強化により常用の諸口紙・半紙が安定的に供給され、文書簡略化の一層の推進が可能であったことである。享保末年に最初の隆盛期を迎えた紙の生産はその後漸減したが、一九世紀に入ると再び増産に転じ、文化・文政期には最後のピーク期を形成した。領内はもちろん江戸表の家中入用まで徹底して国産の紙でまかない、余剰は「御蔵物」として江戸・大坂市場へ出荷する体制がとられた。この生産増加の中心は佐伯郡と山県郡であり、両郡は享保初年から諸口紙・半紙の主要産地であった⁽¹⁴⁾。山県郡は文政二年(一八一九)に諸紙生産高五九〇〇丸と近世で最も高い値を記録している⁽¹⁵⁾。諸口紙・半紙の安定供給が文化・文政期まで続いたことにより、この二紙種を根幹とした藩政文書の料紙体系が構築された。この二紙種の色や形態(堅紙・折紙・半切紙・冊子など)を組み合わせることで、物理的・視覚的に差別化を図りながら、多様な事案に対応していったのである。

右のような文書様式と料紙の略式化は、幕政文書にもみられた傾向であった。大藤は「元禄期以降、幕府の行政事務量が飛躍的に増加したため、政務執行のシステム化とともに行政効率の観点から文書の略式化が進んだ」とし、老中奉書の料紙が享保期以降薄くなり、その機能が「より略式の横切紙(半切紙・筆者注)の「老中御書付」にとって代わられていったこと、また老中奉書自体にも書式を簡略化し横切紙の形態をとるものも現れたこと」を指摘している⁽¹⁶⁾。この幕政文書の略式化の影響が、地方の藩政文書にどのように及んだかは今後の大きな検討課題である。

表5-1 浅野外守・今中丹後差出状（料紙名・形態いずれか表記のあるもののみ）

宛先 差出	書状内容	藩内							藩外	
		藩主	継嗣	正室	分家当主	縁戚(旗本)	重役	縁戚関係大名家		
浅野外守 (安永2年)	就任挨拶状	大杉原 (折紙) 1	大杉原 (折紙) 1			大杉原 折紙 4	大杉原 (折紙) 2			
	時候挨拶状								小奉書 折紙	4
	悔やみ状	大杉原 (折紙) 1	大杉原 (折紙) 1							
	火事見舞状	大杉原 (折紙) 1								
	昇進祝状						大杉原(1)*2 折紙(1)	白諸口(1) 半切紙(1)	2	
	諸礼状			大杉原*3 折紙*3 1			白諸口(1) 折紙(8)	大杉原(7)	8	小奉書 折紙 1
書状内容	藩主	継嗣	正室(末姫)	分家当主	藩主生母	重役	縁戚関係大名家			
今中丹後 (安政元年)	就任挨拶状	白諸口 折紙 1	白諸口 折紙 1	大杉原 折紙 1	白諸口 折紙 1	白諸口 折紙 1			大杉原 折紙	7
	時候挨拶状	白諸口 半切紙 2	白諸口 半切紙 1	大杉原 折紙 2	白諸口 半切紙 2				大杉原 折紙	14
	火事等見舞状				白諸口 巻紙 1					
	隠居挨拶状	白諸口 半切紙 1		大杉原 折紙 1	白諸口 半切紙 1				大杉原 折紙	7
	婚姻等祝状					白諸口 折紙 1			大杉原 折紙	13
	諸礼状						白諸口 半切紙 1		大杉原 折紙	5
	将軍家より 拝領の祝状			大杉原 折紙 2						

表5-2 浅野外守・今中丹後受取状（料紙名・形態いずれか表記のあるもののみ）

差出 宛先	書状内容	藩内						藩外		
		藩主	継嗣	正室	分家当主	家老	重役	縁戚関係大名家		
外 浅野	就任祝状						白諸口*1 折紙*1 1			
今中丹後	就任挨拶返書	色諸口 半切紙 1	色諸口 半切紙 1	大杉原 折紙 1	色諸口 折紙 1	白諸口 半切紙 1		大杉原(5) 折紙(5)	白諸口(2) 半切紙(2)	7
	就任祝状						白諸口*2 半切紙*2 1			
	時候挨拶返書							奉書(1)大杉原(1) 折紙(2)	不明(6)*3 付紙(6)*3	8
	婚姻等祝状返書					白諸口 半切紙 1		奉書(4)	大杉原(1)	5
	拝領祝状返書			大杉原 折紙 1					折紙(5)	

*1 浅野外守は同様の料紙・形態で返書 *2 今中丹後は同様の料紙・形態で返書 *3 付紙の料紙は不明

一方で大藤は、「幕府の意思伝達を媒介する代表的な文書の一つ」である老中連署奉書のうち、老中返礼書の書式が書状風かつ伝統的様式の折紙形態を維持していることにも着目している⁽¹⁷⁾。これは③形態で述べたように他藩への書状が、料紙のランクを下げてても形態は厚札を示す折紙が維持されたこと、将軍徳川家から入興した末姫には、一貫して藩主より格上の大杉原折紙が用いられたことの理由を考える上で示唆に富んでいる。これらから、料紙の選択は各藩で行ったとしても書札礼は独自のものではなく、幕政文書のそれに準拠していたという可能性を示しており、近世文書様式を考える上で非常に重要である。

本稿の結論として、広島藩は最終的に「家中（諸口紙系）」「他藩（杉原紙系）」という二つの料紙系統によって藩の書札礼を整備しており、今中丹後らの書状贈答はそれに従って行われていたとしたい。具体的には江戸中期から後期にかけて、他藩へは奉書紙から杉原紙へと、家中では杉原紙・諸口紙が混在していた状態から諸口紙のみへと料紙を簡素化した。形態に関してはこの二つの料紙系統には相違がみられ、他藩に対しては石高に関係なく一律に折紙を用いる一方で、家中においては諸口紙の色や折紙・切紙の形態の差異によって、授受者と書状内容の格式の上下を区別している。安政期の末姫のような事例は家中にあっては例外的だが、藩の書状様式を大きく逸脱するものではなく、二つの料紙系統によって構築された書札礼の範囲内に収められていたといえよう。

付記

筆者は第一節において、原本調査で得た知見が地方文献史料に表記される料紙の分析にどの程度有効か試みることを第二の目的とした。本稿執筆では現存料紙の紙質調査と表1の数値から料紙名を特定し、文献上の表記と照らし合わせて、今中丹後控と浅野外守控に記載される料紙と形態の個々の呼称を明らかにすることができ、一定の成果があったと考えている。これにより、現存料紙がない場合でも文献上の表記から書状様式を推定し、多くの事例を対象とすることができた。文献史料上の料紙に関する研究には、その地方の料紙遺品の原本調査がやはり必要不可欠だと実感している。

本稿の「御中老格控」のように、藩の要職にあった者が役目上の交際・儀礼・行事・諸手続きに使用する料紙と形態を細かく控えた史料は、あまり研究対象とされていないだけで、全国に数多く存在すると思われる。

例えば広島では家老の上田家の家政史料⁽¹⁸⁾にも同様の控が残され、挿絵入りで「本紙色諸口裏付、上同半紙服紗(包)」「杉原半切三ツ折上服紗包、封しカミ(封じ紙)黒引」などの詳しい記述がある(括弧内は筆者注)。このような文献史料は、当時の独特な表記、例えば本稿の「赤堅紙(色諸口・堅紙)」や「裏付(折紙)」のような呼称が妨げとなり、豊富な事例を引き出せないのが難点である。

これを可能にするのが、繰り返しとなるがその地方で常用されていた料紙の詳細な原本調査の実施であり、次にその基礎的データが近世文書が扱われる諸機関において共有されることである。これにより地方文献

史料に記載される料紙名（様式表現を含む）の特定と、その地方の文書様式への理解が格段に進み、ひいては近世料紙研究の発展を促すものと考えている。

「御中老格控」のような史料は、役目上必要な文書の料紙名・様式が時系列、かつ体系的に記録されているのが最大の魅力であり、事例収集の有効な手法として今後さらに他史料が見出されることを期待している。最後に、コロナウイルスの流行で次々と施設が閉鎖となる中、いつもと変わらない「今中文庫」の調査環境をご提供下さった、広島大学中央図書館の皆様にご心より御礼申し上げます。また、広島藩文書様式の理解を深めるため表作成をご提案下さった棚橋久美子氏、表作成をご指導いただいた広島県立歴史博物館主任学芸員の久下実氏、そして四年にわたり近世料紙研究の重要性と面白さをご教示いただいた、文化庁文化財第一課文化財調査官の地主智彦氏に深く感謝申し上げます。

【註】

- 1 大藤修 「近世文書論序説―近世文書の特徴とその歴史的背景についての素描―（上）・（中）」（『史料館研究紀要』第二二・二三号、一九九一・一九九二年）
- 2 本多俊彦は「前田利常後見期の加賀藩知行宛行状について」（『古文書料紙論叢』勉誠出版 二〇一七年）の中で、知行宛行状の料紙が「中奉書」と文献上記録されていること、そしてこの中奉書紙にはその名称に反して、米粉が含まれていないことに着目した。そして「少なくとも当時の加賀藩では、米粉の入っている料紙を奉書紙と呼んだとはできなくなる」とした上で、

「このことは、近世における特徴的な文書料紙の一つである奉書紙を考えていく上で極めて大きな問題」、また「米粉の混入している紙が奉書紙であるといった捉え方については、多くの史料にあたりながら検討していくことが必要となる。」と述べている。

- 3 享保三年の「諸役所の料紙使用につき定」（『広島県史 近世資料編Ⅲ』三九五～三九六ページ、「吉長公御代記」巻十四上）と、享保十一年の「諸用紙の使用に関する達」（同・五二七ページ「吉長公御代記」巻二十二下）である。
- 4 『広島県史 近世資料編Ⅰ』三八二ページに掲載。（『広島県史 近世資料編Ⅳ』一〇三～一〇四ページにも同様の記載がある。）
- 5 『広島県史 近世Ⅰ』五四五ページ。「享保六年（一七二二）には公用の半紙・諸口・半切紙の色を淡茜色に着色させることとし」と記述される。ただしこの典拠は「芸藩志拾遺巻六・勸業其一・製紙」であり、「半紙・諸口・半切紙」ではなく、正しくは「半紙諸口紙及両種の半切紙」である。
- 6 現存料紙は以下の二種類としたい。
- ① 外部から今中丹後に届いた書状・書付の原本料紙
- ② 今中丹後が書状・書付を作成・提出したのち手元に残した控（料紙・形態が原本と同様のため。）の料紙
- 7 『広島県史 近世資料編Ⅰ』一五七～一六〇ページ。享保三年頃（一七一八）成立の「広島藩御覚書帖四・諸紙」の内にあり、江戸時代中期に生産された諸紙の名称と寸法を知ることができる。
- 8 『新撰紙鑑』（木村青竹編、安永六年）の「杉原類」の項によると、大きいもので播磨・「大谷」と「荒谷」が縦三四八mm×横五一五mm、小さいのも

ので大和・「吉野小廣」が縦二五八mm×横三六四mmである。しかしながら、最も多く見られるのは、縦一尺〇寸一尺一寸(三〇三〇三三三mm)×横一尺四寸八分〇一尺五寸(四四八〇四五五mm)ほどの大きさであり、広島藩の中杉原もこれに該当する。

9 『広島県史 近世資料編VI』七二二ページ。

10 『広島県史 近世資料編VI』六九八ページの「家中借知を五歩ゆるめ、一層節儉を命ずる書付」に該当するが、史料名は『今中文庫目録』のもの(C七―一二)を採用した。

11 『芸藩輯要 附・藩士家系名鑑』(林保登編 芸備風土研究会、一九七〇年復刻版) 「第三編 藩士名鑑」三ページ「御役之章程」より。

12 『新訂 寛政重修諸家譜 第五』(高柳光寿・岡山泰四・斉木一馬編集 続群書類従完成会、一九六四年) 三五〇―三五二ページ。安永二年当時、浅野備前守(長充)は御普請奉行、浅野河内守(長壽)は仙洞御所の付人であった。年若い浅野大学(長貞)は明和五年に將軍家治に御目見がかない、安永四年に御小姓組の番士に列している。

13 「付紙」は「浅野外守控」にはみられないが、「今中丹後控」では例えば次のような表記とともに、その文面が短冊状の囲み内に記されている。

一、昌寿院様江暑中窺御機嫌之御返事ハ、此御方^ハ之御状江左之通り付紙ニ而御返書来ル

御紙面之趣致承知申上候処、御入念之儀思召候

この「御返書」の「付紙」の料紙は諸口紙もしくは杉原紙が推定できる。形態は、同じく「付紙」と呼ばれ料紙遺品が多い「付札」が手がかりとなる。「付札」とは、下役の伺書に対し上役が指示・回答を行う際に用いる簡略な文書の

ことである。広島藩では色諸口の半切紙を必要な幅に切り、白諸口の半切紙を用いた伺書の巻き終わりに貼付して差し戻しており、その大半が付箋のような形である。よって昌寿院からの「付紙」の返書も、書状本紙の巻き終わりの上に貼りつけられた幅の狭い半切紙であり、甚だ略式のものとして理解されよう。

14 『広島県史 近世I』五三七ページの表一六六、五三九ページの表一六八による。宝永三年から享保十年までの二十年間の生産額の中で約八〇パーセントを佐伯・山県両郡で占め、諸紙の中では諸口紙・半紙が最も多く、全生産高の七九パーセントであった。

15 『広島県史 近世I』五四三ページの表一六九による。

16 大藤修「近世文書論序説―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描―(中)―」(『史料館研究紀要』第三号、一九九二年)一四四ページ。

17 大藤修・同論稿一四四―一四七ページ。

18 例えば「上田家家政史料集成」(『上田家文書調査報告書』、広島市教育委員会、二〇〇五年)二八八ページ「少将様御船屋敷江御成之控」などである。

【参考文献】

大藤修「近世文書論序説―近世文書の特質とその歴史的背景についての素描―(上)・(中)―」(『史料館研究紀要』第二二・二三号、一九九一年)一九九二年)

本多俊彦「前田利常後見期の加賀藩知行宛行状について」(『古文書料紙論叢』勉誠出版 二〇一七年)

『広島県史 近世I』(広島県、一九八一年)

『広島県史 近世資料編I』(広島県、一九七三年)

- 『広島県史 近世資料編Ⅲ』（広島県、一九七三年）
- 『広島県史 近世資料編Ⅵ』（広島県、一九七五年）
- 『新撰紙鑑』（木村青竹編、安永六年板）
- 『芸藩輯要 附・藩士家系名鑑』（林保登編 芸備風土研究会、一九七〇年復刻版）
- 『新訂 寛政重修諸家譜 第五』（高柳光寿・岡山泰四・芥木一馬編集 続群書類従完成会、一九六四年）
- 『今中文庫目録 ―近世今中家と広島藩―』（広島大学出版会 二〇〇六年）
- 藤田覚『近世史料論の世界』（校倉書房 二〇一二年）
- 「上田家家政史料集成」（『上田家文書調査報告書』、広島市教育委員会、二〇〇五年）
- 土井作治『広島藩』（吉川弘文館 二〇一五年）
- 石川良枝・地主智彦「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙について」（『広島県立歴史博物館研究紀要』第二十二号 二〇二〇年）

執 筆 者

石川 良枝	広島県立文書館文書等整理従事員
石橋健太郎	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
伊藤 大輔	広島県教育委員会事務局管理部文化財課主任
岡野 将士	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
木村 信幸	広島県立歴史博物館学芸課長兼草戸千軒町遺跡研究所長
久下 実	広島県立歴史博物館学芸課主任学芸員
花本 哲志	広島県立歴史博物館頼山陽史跡資料館主任学芸員
湯谷 祐三	愛知県立大学非常勤講師
廣森美枝子	小牧市古文書調査会会員
尾崎 光伸	広島県立歴史博物館草戸千軒町遺跡研究所主任学芸員

広 島 県 立 歴 史 博 物 館 研 究 紀 要 第 24 号

BULLETIN of the HIROSHIMA PREFECTURAL MUSEUM of HISTORY Vol.24

発 行 日 令和 3 年 9 月 30 日

編集・発行 広島県立歴史博物館

Hiroshima Prefectural Museum of History

〒720-0067 広島県福山市西町 2-4-1

2-4-1 Nishi-machi Fukuyama City Hiroshima Prefecture

720-0067,Japan

Tel.084-931-2513 Fax.084-931-2514

印 刷 株式会社カオス

